

徳島県選挙管理委員会告示第八十六号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年十月十九日から適用する。

令和三年十一月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表29の項中「入参施設」を「立の藩 参入スビタル」に改める。